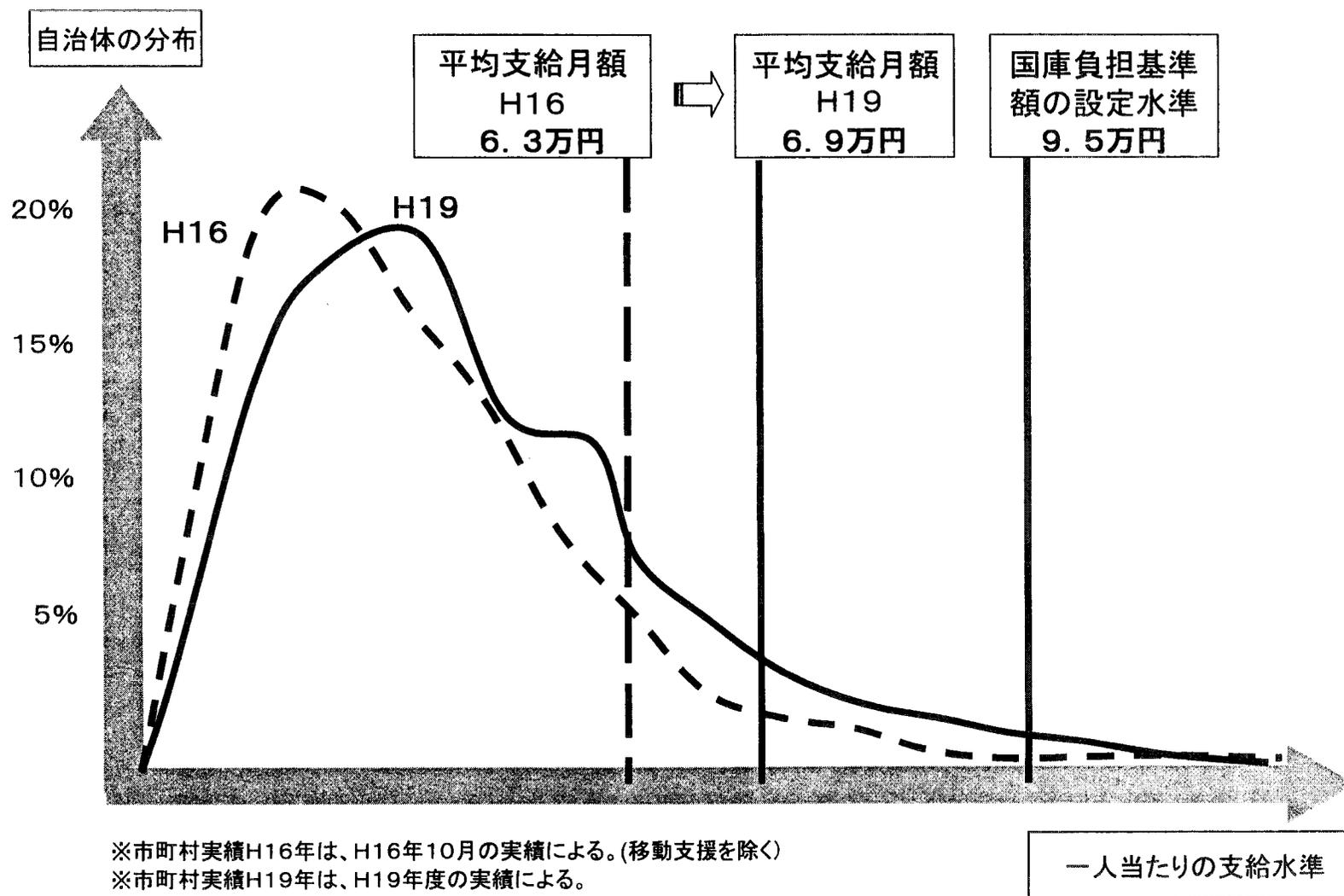


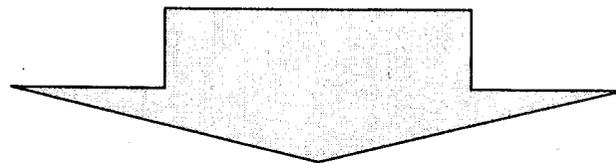
現状③

○ 平成19年度の市町村実績をみた場合、一人当たりの平均支給月額が6.9万円となっている。これは、平成16年10月の6.3万円を上回っており、市町村の支給水準の引き上げが図られてきている。



課題

- 市町村において、各市町村ごとの国庫負担基準の合算額を超えて介護給付費等を支給した場合、その超過分は市町村の財源により賄われることから、実質的に国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限になっており、国庫負担基準を廃止すべきという意見がある。
- しかしながら、そもそも国庫負担基準は個々の利用者に対する支給量の上限ではなく、また、国庫負担基準の廃止を行った場合、地域ごとにサービス基盤や利用の状況に格差がある中で、限られた国費を各自治体に公平に配分することができなくなるという問題がある。



【論点(案)】

(国庫負担基準について)

自治体の一人当たりの支給水準のばらつきを解消するためには、国庫負担基準の継続が必要ではないか。その際、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限とならないよう制度の趣旨を徹底するとともに、国庫負担基準の区分間合算について継続すべきではないか。さらに、利用実績等を踏まえて、国庫負担基準の額を見直していくべきではないか。

3. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の対象事業(自立支援給付との関係整理)

現状①

- 障害者自立支援法において、サービス体系を自立支援給付(「介護給付」及び「訓練等給付」と地域生活支援事業に再編成。
- 地域生活支援事業は各地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて、サービス形態や利用方法等を柔軟に設定。

■自立支援給付

- ・ 国が一定のサービス内容等を設定した上で、全国一律のサービスを提供することを基本
- ・ 一定の要件を満たすとして都道府県知事の指定を受けた事業所・施設からサービスを受けた障害者個人に給付
- ・ サービス提供にあたり、原則として定率の利用者負担(※)を求める
※所得に応じたきめ細かな軽減措置あり
- ・ 国の義務的経費と位置づけ

■地域生活支援事業

- ・ 各地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて、サービス形態や利用方法等を柔軟に設定することを基本
- ・ 利用者負担は、負担を求めるか否かを含めて各自治体が判断
- ・ 国の裁量的経費と位置づけ

地域生活支援事業

市町村

必須事業

- 相談支援事業(居住サポート事業含む)
- コミュニケーション支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

その他の事業

- 日中一時支援事業
- 福祉ホーム事業 等

必須事業

- 特に専門性の高い相談支援事業
 - ・発達障害者支援センター運営事業
 - ・障害者就業・生活支援センター事業 等
- 広域的な対応が必要な事業
 - ・都道府県相談支援体制整備事業

その他の事業

- サービス・相談支援者、指導者育成事業
- 社会参加促進事業 等

都道府県

- 地域生活支援事業は、法律上、各地方自治体が行うこととされている「必須事業」と地域の実情に応じて実施する「その他の事業」によって構成されている。

現状②

- 地域生活支援事業の事業量は着実に増加している。

■地域生活支援事業の事業費の推移

(単位：億円)

	18年度	19年度	増減 (B-A)	伸び率
	平年度化額 (A)	事業費実績額 (B)		
市町村事業	741	854	113	115.3%
必須事業	487	656	169	134.8%
移動支援事業	237	285	48	120.3%
日常生活用具給付等事業	140	202	62	144.7%
コミュニケーション支援事業	28	31	3	111.1%
地域活動支援センター機能強化事業 (※)	56	105	49	189.4%
相談支援事業 (※)	26	32	6	121.5%
その他の事業	254	198	△56	78.0%
都道府県事業	73	74	1	100.6%
必須事業	32	34	2	105.4%
その他の事業	41	40	△1	96.9%
事業費実績額合計	814	928	114	114.0%

- (注) ・地域生活支援事業費補助金の各地方自治体の実績報告に基づき、自立支援振興室で集計したもの。
 ・18年度は10月施行のため、平年度化額は19年度と比較するため、単純に2倍とした額である。
 ・地域活動支援センターと相談支援事業は、基礎部分について各地方自治体の一般財源で行っており、事業費に含んでいない。
 ・18年度の市町村事業の「その他の事業」には「経過的デイサービス事業」等が含まれており、それを除くと50億円の増となる。

○ また、その実施を必須としている事業の市町村の実施率も増加している。

■必須事業の実施状況（市町村の実施率）

1. 移動支援事業

【H19年3月】	⇒	【H20年3月】	
80.0% 《1,462/1,827市町村》		84.2% 《1,529/1,816市町村》	(+4.2%)

2. 日常生活用具給付等事業

【H19年3月】	⇒	【H20年3月】	
95.6% 《1,746/1,827市町村》		98.9% 《1,796/1,816市町村》	(+3.3%)

3. コミュニケーション支援事業

【H19年3月】	⇒	【H20年3月】	
60.9% 《1,112/1,827市町村》		72.5% 《1,317/1,816市町村》	(+11.6%)

4. 地域活動支援センター事業

【H19年3月】	⇒	【H20年3月】	
47.5% 《868/1,827市町村》		71.3% 《1,295/1,816市町村》	(+23.8%)

5. 相談支援事業

【H19年4月】	⇒	【H20年4月】	
100.0% 《1,827/1,827市町村》		100.0% 《1,811/1,811市町村》	(±0%)

※地域活動支援センター事業と相談支援事業は基礎部分の実施率

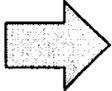
※未実施市町村の主な理由は次のとおり。

- ・利用を希望する障害者がいない。
- ・サービス提供事業者がいないなど実施体制が整っていない 等

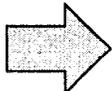
※障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

- 地域生活支援事業の事業量の増加のうち移動支援事業での増加が著しく、実利用者数の増加が背景にあると考えられる。

■地域生活支援事業の事業費の推移

【H18年度】 814億円  【H19年度】 928億円 $\frac{114}{A}$ 億円増(+14.0%)

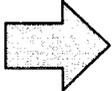
うち、移動支援事業の事業費の推移

【H18年度】 237億円  【H19年度】 285億円 $\frac{48}{B}$ 億円増(+20.3%)

→ $B/A = 42.4\%$

(注) H18年度の金額はH18年10月～H19年3月までの実績額を便宜的に2倍とした額。

(参考) 移動支援事業の実利用者数の推移 (個別支援型)

【H18年10月】 64.4千人  【H20年6月】 77.3千人 12.9千人増(+20.1%)

(注) 移動支援の方法は、マンツーマンの個別支援型のほか、グループ支援型や車両移送型がある。

課題

- 地域生活支援事業については、今後とも、持続可能な制度を維持するとともに、更に全国的な均てん化を図りつつ、その充実のための方策を検討すべきではないか。
- 「移動支援事業」については、従来の「外出介護」を平成18年10月から地域生活支援事業の「移動支援事業」と自立支援給付の「重度訪問介護(重度の肢体不自由者への総合的な介護)」・「行動援護(重度の知的障害者及び精神障害者の行動上の援護)」・「居宅介護(通院介助)」等に整理したものであるが市町村間の取り組みなどにより地域間格差があるという意見がある。
- 「日中一時支援事業」については、障害者や学齢期における障害児の支援策として行われているものであるが、学齢期の放課後や夏休み等における障害児への支援策の充実を求める声が多い。(※「障害児支援」で議論)
- 現状の「居住サポート事業」の実施市町村数は約1割であり、地域生活への支援の充実の観点から、こうした入居支援や緊急時のサポートについて充実を図っていくことが必要という意見がある。(※「地域生活に必要な「暮らし」の支援」で議論)
- そのほか、「コミュニケーション支援事業」や「相談支援事業」などについても充実を図っていくことが必要という意見がある。

- また、地域生活支援事業は、その実施形態等が各地方自治体の判断に委ねられていることが地域間格差を生む原因となっており、地域生活支援事業で実施している事業について、例えば必要性が高いものなどについて、自立支援給付との関係を再整理することを含め、その充実のための方策を検討すべきとの意見がある。
- 一方で、自立支援給付については、
- ①全国一律の基準によりサービスの提供を行う
 - ②一定の要件を満たした事業者によるサービス利用が給付対象となる
 - ③個人単位のサービス利用及び全国一律のルールによる利用者負担となる
- という性格を有しており、地域生活支援事業の現在の対象事業がこうした条件を付けることにより、各地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に事業を実施するという特性を失うことになる点にも留意が必要である。



【論点(案)】

地域生活支援事業については、持続可能な制度を維持するとともに、一部の事業について自立支援給付との間での再整理することを含め、サービスの充実を検討すべきではないか。

(2) 地域生活支援事業の費用負担の在り方

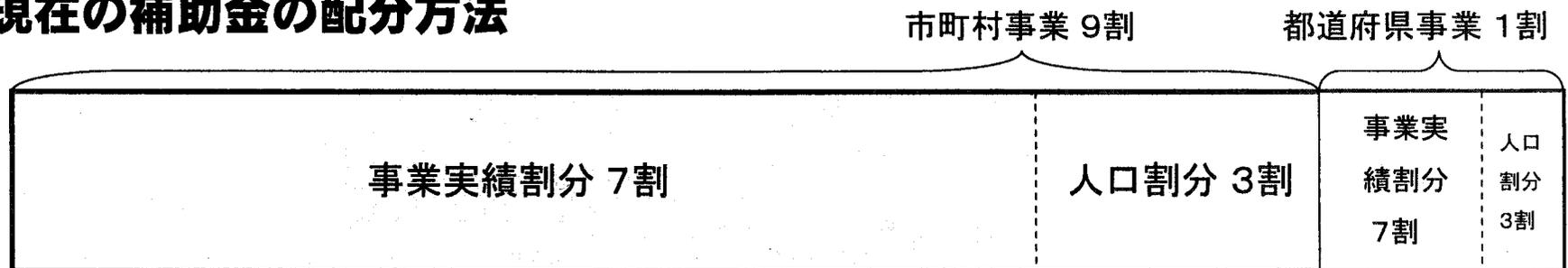
現状

- 地域生活支援事業に要する費用については、自立支援法上、実施主体である各地方自治体が支弁することとされており、国は予算の範囲内でその50%以内（都道府県の場合は25%以内）を補助することができることとされている。
- 国の補助金は統合補助金となっており、現在、各地方自治体の人口割と事業実績割を勘案して配分している。

■統合補助金とは

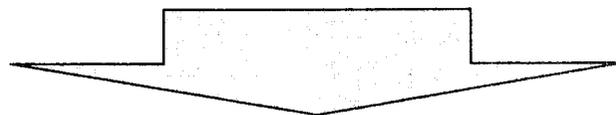
地方分権を推進する観点から、国が適切な目的を付した上で、箇所付けや事業内容、単価などを定めず一体的に補助金を配分し、市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、補助金を弾力的に使用することができる仕組みの補助金

■現在の補助金の配分方法



課題

- 地域生活支援事業に対する補助金は、地方自治体等から十分な事業量の確保を図るため、財源確保の要望が寄せられている。
- 現在の配分方法では、個別の地方自治体の事情は考慮されていないが、財源の有効活用を図るために、例えば補助金の一部を各地方自治体の個別事情に配慮して配分するなどの工夫を加えることも考えられる。



【論点(案)】

地域生活支援事業のより効果的な実施を図るために、国の補助事業の充実をどのように図っていくか。また、配分にあたって、地域の個別事情に応じた工夫を行えないか。

3. 小規模作業所の移行促進

現状

- 小規模作業所については、サービスの質の向上及び事業の安定的な運営を図る観点から、法定事業への移行を促進している。現在までに半数程度が移行している(54.3%、3,169/5,840か所、H20.4時点)。
- 移行を促進するための「特別対策」や「緊急措置」を講じているが、「特別対策」は平成20年度までの措置とされている。
- もともと施設規模の小さい作業所や人口の少ない市町村に所在する作業所の中には定員要件を満たさないため、「緊急措置」でもなお移行ができないものがある。

■小規模作業所の移行促進策

「特別対策」(H18年12月～H21年3月まで)	「緊急措置」(H20年4月～)
<ul style="list-style-type: none">・移行等支援事業 新体系事業への円滑な移行のためのコンサルタントの派遣等・障害者自立支援基盤整備事業 新体系事業へ移行する場合の施設改修等・小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行できない作業所への財政支援	<ul style="list-style-type: none">・小規模作業所移行促進事業(H20年度まで) 利用者の少ない作業所の移行促進のための作業所間の調整・情報交換等・移行促進のための定員要件の緩和(H23年度まで) 移行促進のため、就労継続B型等の定員要件の緩和・地域活動支援センターの従たる事業所の設置 主たる事業所と従たる事業所での一体的な運営管理を認める